

野外焼却は、禁止されています。

家庭から出たごみ、会社から出たごみなどは種類に関わらず、廃棄物処理及び清掃に関する法律により原則として野外焼却することが禁止されています。違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の加重罰）が課せられます。

野外焼却とは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野外焼却」と言います。直接地面で燃やす方法の他にドラム缶やブロック囲い・法令に適合しない簡易焼却炉での焼却行為も含まれます。

なぜ野外焼却がいけないの？

野外焼却を行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となり、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質が発生し、健康への影響が心配されます。

県内の摘発事例（H26）

廃棄物の区分	検挙年月日	内容	刑罰の内容
産業廃棄物	H26.6.25	農業従事者が産業廃棄物（農業用マルチ）を野外焼却した。	罰金30万円
	H26.10.7	建設業者が産業廃棄物（建築廃材）を野外焼却した。	罰金30万円
一般廃棄物	H26.2.25	廃品回収業者が一般廃棄物（木くず等）を野外焼却した。	懲役6カ月（執行猶予付）
	H26.3.4	建設業者が一般廃棄物（木材等）を野外焼却した。	懲役7カ月（執行猶予付）

○平成26年度は、町内での野外焼却に関する苦情・相談が23件ありました。そのうち、1件は大変悪質であったため、警察に通報しました。

焼却禁止の例外

1 法規制適合型の焼却炉での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
- 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
- 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの

※焼却炉の性能が発揮されるよう適切な運転・管理がされなければなりません。

2 法令に基づいて行なう焼却

- 病害虫のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

3 公共的もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却

- 災害の予防、応急対策または、復旧のために必要な焼却
- 凍霜害を防ぐためのわらの焼却
- 風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な焼却
- どんと焼き・焼いも大会などの行事による焼却

- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- たき火など日常生活を営むために通常行われる落ち葉等の焼却で軽微なもの

※「軽微なもの」とは、煙の量や臭いが近隣の迷惑にならない程度の少量の焼却です。

※焼却禁止の例外となる場合でも、住宅が密集している地域では、近隣者に配慮し、町指定ごみ袋で集積所に出してください。

上記②、③の野外焼却を行うときは消防署へ届出をお願いします。（火災と間違えるような煙または、火災を発生する恐れのある場合は、所轄消防署長に届けることになっていきます。）ただし、この届出は野外焼却の許可ではありません。苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。

法令に適合しない焼却炉は、早急に撤去をお願いします。

Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267(32)3111

10月集団健診を実施します

健診を申し込まれた方に、
受診券、問診票、説明用紙な
どを9月中旬に郵送します。
忘れずに受診してください。
健(検)診項目は、下表(で)確
認ください。

日程

10月1日(木)～15日(木)

(土・日曜日を除く)

午後1時15分～3時10分

※日時は、保健福祉課で指定
します。日程変更やキャン
セル、時間変更を希望され
る方は、早めにご連絡くだ
さい。

※これから健診を希望される
方は、9月25日(金)までに
お申し込みください。

問い合わせ・申し込み先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

	特定健康診査	基本健康診査		大腸がん検診
対象者	御代田町国民健康保険に加入している40歳～74歳までの方	75歳以上の全町民	39歳以下の全町民	40歳以上の全町民
自己負担料金	2,000円	無料	2,000円	1,000円
検査内容	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察 (※医師が必要と判断した場合、心電図・眼底検査実施)	身長・体重・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	身長・体重・腹囲・検尿・血圧・問診・血液検査・内科診察	便潜血検査 2日法
備考	40歳以上の方は、肝炎検査(1,000円)・50歳以上の方は、前立腺がん検診(1,000円)を同時に受けられます。ご希望の方は、自己負担料金をご持参のうえ、当日受付にお申し出ください。		がん検診推進事業(大腸がん)該当者は、無料となります。	

防災行政無線で放送した内容を、電話で確認できます。

0267(32)1180

問い合わせ先 総務課防災情報係(内線68)

10月1日は国民健康保険被保険者証の更新日です

現在お持ちの国民健康保険の保険証は、9月30日で有効期限が終了し、10月1日から新しい保険証に更新されます。新しい保険証は、9月中旬に特定記録郵便で世帯主宛に郵送します。

新しい保険証

- 一般の保険証：うぐいす色
 - 退職の保険証：オレンジ色
- 保険証は一人ひとりの個人カードです。
新しい保険証が届かない場合はお問い合わせください。

現在お持ちの保険証は、9月30日が過ぎましたら、ご自身で破棄してください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

9月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

固定資産税 (3期分)

国民健康保険税 (4期分)

後期高齢者医療保険料 (3期分)

介護保険料 (3期分)

保育料 (9月分)

町営住宅使用料 (9月分)

上水道使用料 (9月分)
(大口8月使用分)

下水道使用料 (9月分)
(大口8月使用分)

下水道負担金 (2期分)

納期限

